

# 宮城県公報

行 発  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○県立学校条例の一部を改正する条例

(教育庁高校教育課)

一

## 条 例

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び二項を加える。

(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る入学者選抜手数料等の特例)

3 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた者に係る平成二十二年年度分の入学者選抜手数料(第七条第四項の規定により徴収する日)が県立学校条例の一部を改正する条例(平成二十三年宮城県条例第五十号)の施行の日以後に到来するものに限り、並びに平成二十三年年度分の寄宿舎料、入学者選抜手数料及び入学金(次項において「入学者選抜手数料等」という)は、知事の定めるところにより、徴収期限を変更して徴収することができる。

4 入学者選抜手数料等は、知事の定めるところにより、免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。